

感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則に基づき、学校において予防すべき感染症の感染拡大を防ぐため、下記の感染症にかかった場合は「出席停止」となります。

「出席停止」は欠席の扱いにはなりません。

○文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間は、以下の通りです。

種類	感染症名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る），鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〈H5N1〉を除く）	発症した後5日を経過し，かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える，または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎 *その他の感染症（溶連菌感染症，ウイルス性肝炎，手足口病，伝染性紅斑，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，流行性嘔吐下痢症 など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで *その他の感染症は必要があれば，学校医の意見を聞き，第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

以上の病気にかかったとき，またはその疑いがあるときは「出席停止」となります。

上記の感染症と診断された場合

学校へ電話連絡 → 決められた期間休養する。場合によっては再受診し，登校が可能か医師に確認する。 → 登校時「感染症治癒報告書」を学校に提出

※「感染症治癒報告書」は保護者がご記入ください。学校ホームページからも印刷して使用できます。

疑いがあつたが，上記感染症ではなかった場合

医療機関を受診（検査）した日のみ，出席停止と認められます。「感染症治癒報告書」に経過を記入の上，提出してください。